

第 18 回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成 18 年 2 月 15 日（水） 15:00～15:50
2. 場 所：内閣府庁舎 3 階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、朝倉委員長代理、飯田委員、遠藤委員、大河内委員、小町谷委員、東海委員、長岡委員、馬場委員、外園委員

4. 議事次第：

- (1) 独立行政法人の見直し等の動き
- (2) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の次期中期目標について
- (3) 独立行政法人の役員の報酬等の支給基準の改正について

5. 議 事：

大森委員長 それでは、定刻でございますので、第 18 回「内閣府独立行政法人評価委員会」を開催させていただきます。御参集ありがとうございます。よろしく願いいたします。

本委員会令第 6 条の定足数の要件を満たしており、有効に成立しておりますので、早速議事に入らせていただきます。

お手元に議事次第がございまして、昨年 10 月に評価委員会が行われたのですが、その後、私どもの評価委員会にも関係するような動きがございますので、一括して事務局から状況について御報告いただきます。

では、お願いします。

豊田政策評価広報課長 それでは、昨年 10 月に開催された評価委員会以降の動きにつきまして、簡単に説明させていただきます。

最初に、駐留軍等労働者労務管理機構の中期目標期間終了時の見直しに関しまして、御説明いたします。お手元の資料 1 をごらんいただきたいと思います。

ここで、管理機構の中期目標期間終了までのスケジュールをお示ししております。右から 2 番目の「総務省等」の欄の中ほどにありますけれども、昨年 11 月 14 日勧告の方向性が総務省の評価委員会から管理機構の主務大臣である内閣総理大臣あてに発出されました。この内容につきましては、資料 2 をごらんいただきたいと思いますけれども、1 ページ目の 1 ポツのところに記述があります。

本部管理部門のスリム化、支部組織のスリム化及び統廃合、組織、業務運営の見直しによる大幅な人員削減及びコストの削減の徹底を図るなどの見直しをすべきという内容のものでございました。

また、資料 1 に戻っていただきまして、この勧告の方向性を受けまして、防衛施設庁におきまして見直し案を作成し、資料 5 にありますけれども、11 月 30 日に総務省に提出が

なされております。

総務省におきまして、全府省の見直し案がとりまとめられ、それらを踏まえまして、12月24日に行政改革の重要方針が閣議決定されました。

資料6の1ページをごらんいただきたいと思います。中ほどのところでございますけれども、新たな中期目標について目標期間中に達成すべき水準を、できる限り定量的・具体的に定める等の記述が盛り込まれております。

また、資料6の6ページに、別表1というものがございまして、その一番上でございますが、管理機構につきましては「役職員の身分」の欄にバーが引かれております。非公務員化は行われぬといった形での整理になってございます。

以上を受けまして、管理機構としての新たな中期目標案が作成されておりますけれども、この中期目標の案の内容につきましては、後ほど防衛施設庁の担当の方より説明させていただきます。

次に、管理機構以外の法人に関わる動きについて、簡単に御説明申し上げます。資料4をごらんいただきたいと思います。

これは昨年11月14日に総務省の評価委員会より、内閣府の大森委員長あてに送付されたものでございます。ここには、平成16年度における評価結果及び中期目標期間における評価結果につきまして、意見が示されております。資料4の3ページでございますが、お聞きいただきたいと思います。

平成16年度における評価結果につきましては、北方領土対策協会の貸付業務におけるリスク管理債権について適格な評価を行うべき等の意見が示されています。

また、4ページをごらんいただきたいと思いますけれども、経済財政運営と構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針を踏まえまして、独立行政法人を含む公的部門全体の人件費を削減し、運営費交付金等を見直すこととされ、今後の各方面での議論の動向も踏まえて、必要な評価を行うべきであるといった意見が示されております。

一方、後者の中期目標期間における評価結果につきましては、5ページをごらんいただきたいと思います。国立公文書館につきまして、勧告の方向性を踏まえて策定された、新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会においては、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたいとの意見が出されました。法律上、見直しは中期目標期間終了後に行うこととされておりますが、1年前倒しで勧告の方向性が出され、今回、このような意見が出されたことで、今後、国立公文書館に対する新たな勧告というものは、出されないものと考えております。

次に、行政改革の重要方針の関連部分の概要につきまして御説明申し上げます。大変恐縮でございますが、資料6をもう一度見ていただきたいと思います。

この行政改革の重要方針につきましては、独立行政法人に関しまして2つの方針が示されております。2ページ目をごらんいただきたいと思います。

1つは、中期目標終了時の見直しを原則として、1年前倒して行うということでござい

ます。このため、平成 19 年度に中期目標期間が終了する法人の相当数について結論を得るということとされ、内閣府におきましては、国民生活センター及び北方領土問題対策協会が対象となり得るということでございます。

また、融資業務等を行う法人につきまして、平成 18 年度中に見直しを行い、結論を得ることとされておりまして、これには北方領土問題対策協会が対象となり得るということでございます。ただし、対象から外れた場合には、前倒しで御審議いただく必要はなくなります。

今後の具体的な進め方でございますけれども、資料 7 をごらんいただきたいと思います。これらの法人の見直しに当たりましては、資料 7 の右側のところを見ていただきたいと思います。右側の中ほどでございますが、平成 18 年夏を目途に政府としての基本的な考え方をまとめ、これを踏まえ、総務省の評価委員会としての見直しの方針をとりまとめるということとされておりまして。

これを受けまして、8 月末に各主務大臣より見直し当初案を提出することとなりますが、この見直し当初案を作成する段階で、本評価委員会の意見を聞くこととなっております。したがって、委員の皆様におかれましては、7 月に開催される分科会において見直しの原案を作成していただき、併せて 8 月の評価委員会で審議の上、決定いただいておりますかと思っております。

現時点におきましては、1 年前倒しとなる対象法人が、いつ正式に決定されるのか、その辺につきましては、依然として不透明な部分があるわけでございますが、必要に応じまして、次回の本評価委員会におきまして委員会の見直し意見をまとめるための様式等をお示ししたいというふうに考えてございます。

次に、2 つ目の方針でございますけれども、これは人件費改革に関してのものでございます。大変恐縮ですが、資料 6 に戻っていただきまして、3 ページをお開きいただきたいと思いますというふうに思います。

ここに独立行政法人におきまして、国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえまして、各法人ごとに国家公務員に準じました人件費削減の取組みを行うことを中期目標で示すこととされ、内閣府所管の法人も沖縄の基盤整備機構を除いた法人につきまして、中期目標に従い、今後 5 年間で 5 % 以上の給与改定分を除いた人件費の削減を行うことを基本とするということとなりました。今後 5 年間の初年度が、平成 18 年度ということになっておりますので、これを踏まえまして、各法人の現在の中期目標と中期計画を平成 17 年度中に変更することが必要となります。これらを変更する際には、本評価委員会の意見を聞くこととなっておりますので、これらの審議につきましては、現在予定しております 2 月～3 月にかけての各分科会及び次回の本評価委員会の中で行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、御負担をおかけすることになりますが、事務局としても、効率的な委員会運営に心がけたいと思っておりますので、引き続き御協力のほどお願い

い申し上げます。

御報告は以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。

何か御質問はございますでしょうか。政府の方でいろいろ決定されていますので、それを踏まえながらこの作業を進めるということになっていきますけれども、何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

そうしましたら、今の御説明があったようなことも踏まえまして、本日は、駐留軍等労働者労務管理機構の次期の、第2期の中期目標について御検討いただくことになっていきます。防衛施設庁の方で中期目標を定める場合、つまり総理大臣が定める場合には、評価委員会の意見を聞かなければいけないことになっていまして、本日は中期目標につきまして、防衛施設庁の方からの御説明を受けて、審議をさせていただくということでございます。

それでは、お願いします。

松崎防衛施設庁労務管理課長から資料10に基づき説明

大森委員長 各独法に関する中期目標を定める場合につきましては、本委員会は主務大臣への意見を申し出ることができることになっていまして、前にここの委員会でどういうふうにこれを運ぶかということをお相談したときに、委員会と分科会の役割というのがございまして、公式に言いますと、委員会の役割として主務大臣への意見を申し出ることになっていきます。

ただ、昨年、国立公文書館のときに行ったことでございますけれども、あらかじめ分科会において、これについて検討していただいて、分科会長から御趣旨や御意見、御指摘を伺った上で、本委員会として御審議申し上げ、委員会として正式に中期目標について決めていくという手順を踏んでいますので、今回もそういう手順にさせていただければと思っていますので、よろしゅうございましょうか。

そうしたら、東海分科会長から御発言いただいた上で審議いたします。よろしく申し上げます。

東海委員 この評価委員会の開催に先立ちまして、先程、分科会を開催させていただきました。ただいまの防衛施設庁からの御説明どおり報告を受けまして、いろいろ議論をさせていただきましたが、この機構の最も重要な第2期の中期目標の基本精神というのは、効率化、スリム化であるということが指摘されております。したがって、第1期の中期目標と異なり、その点については、かなりシビアな形でもって数値目標を設定するという形をとらせていただいております。

ここに出ておりますように、具体的には、人員については20%という数値目標が設定され、更に2ページ目でございますように、全体の経費につきましては15%の削減を目標とするという形で中期目標を議論いたしまして、先程の分科会でこの点について了承をしたところでございます。いろいろな御意見も出されましたけれども、最終的な方向といたしましては、総務省のいろいろな見直しに対する改善に対して、ほぼ適切な対応をしている中期

目標ではないかという判断をいたしまして、了承をしたところでございます。以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。

ということで、分科会で検討させていただいた上での御報告でございます。それを受けて、本委員会で御審議賜ればと思っています。

どなたか御質問や御意見、ございますでしょうか。

外園委員 内容はわかりましたが、表現の問題で、中期目標というのと前中期目標。この前中期目標というのはどういうものなのでしょう。

2ページの第3の2の福利厚生施策についてです。「要望を踏まえて実施するなどにより質の向上に努めること」、これは当たり前のことで、今まで要望を踏まえていなかったのですかということです。これは、余りにも抽象的過ぎるといえるか、今までやっていなかったのか。やっていたなら、どこをどのように改められるのか、もう少し具体化された方がいいのではないかと思います。

大森委員長 上の方、第1期、第2期と呼んでいますが、前期ですね。これは、全体を通ずることですので、少しどうするかということをごさうん方でお決めくださっていいのですけれども、本日は第2期と言っているのでしょうか。正式には2期でいいのでしょうか。

永井労務調査官 たまたま2期目ですから、こういう表現を使わせていただいております。

大森委員長 どうでしょうか。今回は、期間を5年にしていますので、どちらの方がいいか、この言うぶりはほかの分科会にも少し関係してきますね。

外園委員 5年間で前中期目標期間というのは、わかりにくいと思います。

大森委員長 これは、内閣府全体としてどうするかということがありますね。

豊田広報課長 そうですね。ただ、前中期目標というふうな言い方を使っているケースが結構あるのです。ですから、前中期目標というのは、今回の目標の1つ前の目標だということが理解できれば、それほど違和感はないのですけれども、そこのところはきちんと認識されるまでは、ちょっと違和感があるかもしれません。

大森委員長 正確を期するのであれば、前と書いたら、括弧で何年から何年と書きましょうか。

外園委員 そこはちょっとお考えいただいたらいいのではないですか。

大森委員長 それでは、恐縮ですけれども、全体に関係しますので、できるだけ正確な表記にできるように相談して、場合によりましたら、直させていただくということでよろしゅうございませうか。

松田政策評価審議官 はい。

大森委員長 ありがとうございます。

もう一つのことについては、いかがでしょうか。これは防衛施設庁の方でお答えいただくことです。

永井労務調整官 確かに、外園先生がおっしゃるとおり、極めて抽象的な書き方であり、当然労働者の要望を踏まえてというお考えもわかるわけでございますけれども、防衛施設庁そのものが雇用主という立場になっている中で、いわゆる労使交渉というものもございます。そういう点、福利厚生というものは非常に幅が広くて、いわゆる一般的なものではなくて、我々の所掌事務でいきますと、福利厚生の中には、職業訓練とかといったものも多く、我々の防衛庁設置法なり、機構法の中では包含されるような概念になっております。

ちょっと古い話になりますけれども、いわゆるS A C Oの問題がありまして、S A C Oで沖縄県内の施設が移転するといったときに、配置転換を効率的に行うため、いわゆる生首を切るようなことのないようなことにするための職業訓練等も、実はやっているわけがございます。

そういったものにつきましても、福利厚生施策の一貫として、いわゆる防衛庁設置法なり、機構法の世界の中でいくと、福利厚生に関することという概念に入ります。そういったものも含めた形のものというふうに御理解をさせていただいて、今後、在日米軍の再編などもございますので、政策的なものも当然入ってくるということで、個々具体的には記述しておりませんけれども、こういう形にさせていただいております。

外園委員 わかりました。

大森委員長 よろしいでしょうか。ここは労務管理機構固有のことが背景にあって、こういう書きぶりになっていまして、一般的に見ると当たり前のように見えるのですが、今の御説明で、ここはこういうふうに書いておかなくてはいけないということがあって、このような書きぶりになっているのではないかと私も理解しています。

こういうことでよろしゅうございましょうか。

外園委員 はい。

大森委員長 ほかに何かございますでしょうか。

豊田政策評価広報課長 委員長、先ほどの件で補足的によろしいでしょうか。

大森委員長 どうぞ。

豊田広報課長 皆様方にお手元に分厚いファイルをお配りしておりますが、その中に国立公文書館の中期目標が入っておりまして、国立公文書館の場合はもう2期に入っておりますので、その第2期の中期目標の中に、前期中期目標の最終年度(平成16年度)に対して7%以上削減することといった表現がありますので、わかりやすくすることができるのではないかと思います。

大森委員長 わかりました。では、それなどを念頭に置いてわかりやすいように変えていただきたいと思います。

東海先生、そういう形でよろしいでしょうか。

東海委員 はい。

大森委員長 では、よろしく願います。

ほかにございますでしょうか。

朝倉委員長代理 ちょっと質問です。数字などもきっちり出していい形でまとまっていると思うので、結果はこれでいいと思うのですけれども、議論の過程で、先程から出ている、在日米軍再編の問題とこの数字の問題が、ちょっと複雑に絡むところもあるのかなと思うのですけれども、その辺りはどのような感じで議論されたのでしょうか。

東海委員 分科会では、具体的に米軍の再編問題を対象にして議論はいたしておりません。しかしながら、この方向性がどういうふうな流れになるかということについては、我々は視野の中に入れていなければいけないという意味におきまして、例えば1ページ目の業務の運営体制などの中に、適切な人員配置というような表現を使ったり、一番最後のところで「バランスを考慮した適正な規模の職員配置」といったような形でもって、当然のことながら、米軍の再編問題があればそれに対応した策を検討していかなければならないということ視野に入れてはいるつもりであります。

ただし、そのことをまだ前提にした形での中期目標案には、今のところは表現できていません。ですから、今のところは総務省の指示に基づくとことの効率化、スリム化に対応した、いわゆる業務の改善をベースにした表現ぶりでもとめているというふうに私は理解いたしております。

大森委員長 これは、実際に具体的にわかった段階で一部手直しをすることになる。一応、この項目で適切な再配置を受けられるのだけれども、そのときには中期計画の一部を変えることになるのでしょうか。どういうことになるのですか。

永井労務調査官 場合によっては、中期目標も変えざるを得ないと思っています。

大森委員長 中期目標の一部を変えなければいけない。余り今までやったことないものですから、大きい話ですね。

飯田委員 素朴に考えますと、在日米軍の再編問題というのは、本当は日本側にとってはもしかしたら負担が増えるかもしれない問題でもあるわけなのです。ですから、ここで言うと、随所に在日米軍の再編を踏まえてというのが出ているのですけれども、例えば1ページ目のスリム化とコストの削減の中でそれが入っているということは、当然のことながら分科会でも、きちんとそれが合理的に再編問題というのはつながっていくのだというように見通しの説明があって盛り込まれているのではないかと考えたのですけれども、いかがですか。

永井労務調査官 基本的に申しますと、昨年10月末の2プラス2で、日米間での話し合いが終わった。それで、3月末までに具体的な方途というか、いわゆる中間報告と最終報告という形での説明をさせていただいておりますけれども、最終的なものを3月末までに決着をつけるという目途でやっておるわけです。

それが決まれば、それに従って、逐次、いわゆる再配置も用意ドンでみんな一度にやることは実現不可能でございますので、優先順位なり、実施可能性の早いものから順次やっていくということになる。それを踏まえた形での、例えば支部の配置、場合によっては新しいところに部隊が行けば、そこに労務所用ができれば、そこに新しい支部を設けなけれ

ばいけないかもしれませんが、逆に言いますと、沖縄の嘉手納飛行場より南の部分については返還をして北部に行くというような報道もあるとおり、そういうような形にもなっておるわけです。

そうしますと、今度は今、浦添市というところにある那覇支部。このもの自体を中北部に持っていくのか、それともコザ支部とあって、沖縄市にある支部と統合をして、規模は大きくなるのかとか、7,000人規模の海兵隊が移動するということによって、この従業員そのものも減るでしょう。そうすれば、その職員も減るといような要因もあるということ、そういう影響は当然考慮しなければいけないということを前提として、スリム化を図りますと。場合によっては、スリム化がプラスのスリム化になるということもあると思います。

もう一つ、経費のところ、新たな施策に係るものは除く。つまり、15%削減とは書いてありますけれども、先ほど申し上げましたように、例えば職業訓練を実施しなければいけないような事態が出てくるとかということになれば、当然のことながら法人の業務であればそれをやるに当たって、新たな手当が必要になるというように形で、いわゆる私どもはこれをルール方式で次年度以降の予算をお願いしたいと思っておりますけれども、そのときに政策係数という形で、計上した形の予算を財政当局にお願いをするという考え方であります。

飯田委員 わかりました。

大森委員長 総務省の方の評価委員会は相当厳しゅうございますので、スリム化、コスト削減を数値目標でやれというのが一段と強まっていますので、今日の枠組みで言えば、その中でできるだけ対応する。

しかし、総務省の評価委員会の方も想定していなかったような事態が生まれれば、それはそのときにもう一度私どもの方へ御報告いただいて、皆さん方の御意見を伺ってどうするかということを考えざるを得なくなりますけれども、本日のところはこの枠組みで、厳しい案になっているという御理解ではないかと思っておりますけれども、そういう御理解でよろしゅうございましょうか。

飯田委員 はい。

大森委員長 ほかに何かございますでしょうか。

若干、文言上の修正が起こるかもしれませんが、それは飯田分科会長と御相談して決めさせていただいてよろしゅうございましょうか。もう一度、これは全体が出ますので、また御審議いただきますけれども、本日のところはこういう形で、大筋妥当なものというふうに御了解をいただければと思っておりますが、皆さん方、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 それでは、そういう方向で、本日は御審議を賜ったというふうにさせていただきます。ありがとうございました。

もう一つございまして、独法の役員の報酬等について、今日、お諮り申し上げるという

ことです。

一応、ここで機構の皆さん方、ありがとうございました。

(防衛施設庁関係者退室)

大森委員長 それでは、資料 11 の御説明をいただきましょう。

豊田政策評価広報課長 それでは、事務局の方から、資料 11 について御報告、御説明させていただきます。

これは、内閣府所管の独立行政法人の役員報酬の概要をまとめたものでございます。この総括表自体、昨年 12 月の段階で大森委員長の御了解を得まして、既に委員の皆様方のお手元に送付させていただいているものでございます。

内容についてかいつまんで御説明差し上げますと、平成 17 年 11 月 7 日に公布されました、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律によりまして、給与法の一部が改正されました。それに伴いまして独立行政法人の役員報酬及び職員給与の支給基準を変更したものでございます。

変更内容につきましては、平成 17 年 4 月にさかのぼりまして、給与を 0.36% 引き下げ、12 月 1 日より適用するという内容のものでございます。独立行政法人の役員報酬の変更に際しましては、それが社会一般の情勢に適合したものであるかどうかにつきまして、本評価委員会で御審議いただき、御意見を伺うということになっておりますが、今回は給与法の改正に伴う機械的な変更ということでございますので、昨年 12 月の段階で大森委員長の御了解をいただき、その上で既に委員の皆様方からも御了解をいただいているものというふうに認識しておりますので、今回、改めて御報告という形をとらせていただいたところでございます。

以上です。

大森委員長 沖縄科学技術研究基盤整備機構は御案内のとおり、理事長は偉い方でして、ここには理事のことしか載っていませんけれども、御了解いただければと思っております。

これは、全体のことでございますので、減額措置でありまして、減額はどうしても認め難いということがあればともかくとして、世の中の趨勢ですし、常識的な話ですので、私としてはこういう措置になるものと思ひまして、あらかじめ皆さん方の御了解を得ていますが、こういう形でのしゅうございましょうか。

馬場委員 資料 11 で、各独立行政法人は同じようになっているんですが、常勤役員の月額俸給はマイナスになっていますが、例えば国立公文書館で見ると、期末特別手当が 100 分の 170 から改正後は 100 分の 175 に増えています。月額では減っているんですが、期末手当では増えているということになると、ならずとプラマイゼロぐらいになるのでしょうか。

遠藤委員 ほんのちょっとプラスです。12 か月分の 0.36% ですから、4.36% ぐらいになって、実際 5% 増えていますから、支給のタイミングはずれていますけれども、これはプラスです。

大森委員長 これは、どういう話ですか。期末手当は増やしている。

朝倉委員長代理 北対協、管理機構などもそうですね。ということは、全部そうですね。

馬場委員 全部横並びです。

豊田政策評価広報課長 事務局の方からお答えさせていただきます。

大森委員長 お願いします。

豊田政策評価広報課長 国家公務員等の給与改定に準拠いたしまして、給与水準自体は下がっているんですけども、期末特別手当の支給割合につきましては上がってしまっていて、それに伴った形で、各独法についても同じような形の改定を行ったということでございます。

大森委員長 トータルは減っているのですか。増えているのですか。

遠藤委員 減らないのではないですか、0.36%の12か月分ということは、年間にするとも一月当たり4.32%下がっているだけです。ところが、5%上がっているのですから、100分の170が175ということは、100に対して5%上がったということでしょう。ですから、増えていますと言っていたら正しいのではないですか。

ただし、支給するタイミングが後ろになりますから、金利だとかを考えると、ほとんど同じかなということになるかもしれません。あるいは、年金とかということを数えたときに、特別の分は参入されないとかいろいろなことがありますから、その辺がどうなっているのかよくわかりませんが。

大森委員長 これは、独法だけこういう措置をとったのではなくて、国家公務員全体に共通のことを当てはめたらこうなったということなのでしょう。

豊田政策評価広報課長 はい、そういうことです。あくまでも機械的な対応でございます。

馬場委員 それはそれでわかりましたけれども、国全体としての総人件費改革の実行計画等でそれでいいのでしょうか。これは私の素朴な疑問でございます。

松田政策評価審議官 まだ総人件費削減は今後の話ということであり、17年度の措置についてこういう準拠した形でとったということで、のとおりにかと思えます。

馬場委員 ですから、素朴な疑問提起ということにしておきます。

外園委員 私が決めるわけではないですけども、やはり100分の170でいくべきだと思います。公務員はともかく、独法になったのですから、独法は0.36%月額減らして、特別手当は今までどおり100分の170でいく。効率化、効率化と言っているなら、これがこうで決めるものかどうか、数字はわかりませんが、私はやはり幾ら公務員がそうになったからといって、今、5%公務員の削減だ、スリム化だと言いながら、トップが170を175に上げるというのはおかしいです。165とか160に減らすのならいいですけども、少なくとも170を私は維持すべきだと思います。

それをここで決めることがよいかどうかわかりませんが、今、先生がおっしゃいました素朴な疑問とすれば、これは数字のまやかしであり、俸給月額0.36%減額という

のは、事務局の資料はまやかしたと私は思います。

大森委員長 これは難しく、私どもは各独法ごとに意見が言えるのだと思うのですけれども、全体を通じて何かこうやって決めてこられると、私どもは各独法ごとにこれができるのか。仮に意見を申し出ると、内閣府が何か処置をしなければいけない。私どもが100分の170に据え置くのが妥当ではないかと、仮に事前にわかって言ったのなら、それは可能な話になりますか。

普通、こういうときには経営者自らが減らすことによって全体の経営を引き締めるといのが社会常識ですね。ですから、今の御意見はもっともだと私も思うのですけれども、一体そういうことがこういう仕組みの中で可能になるかどうかです。

今、そういう御意見が出ましたので、それをテイクノートしていただけませんでしょうか。次回以降、もうちょっと一段とシビアになった段階で、この役員の給与の在り方について、どういうふうにすれば、それが可能になるかはわかりませんが、このような御意見が出ましたので、議事録にとどめ、こういうことについて全体としてはどういうふうになるかということを検討していただきましょう。

豊田政策評価広報課長 事務方として検討させていただきます。

大森委員長 具体的にどうしろというではなくて、それはどう考えればいいのかということを検討していただくことにいたしましょう。

ありがとうございました。いい御意見ではないかと思えます。

それでは、今のようなことを少しテイクノートさせていただいた上で、本日はこれで再度御了解ですけれども、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 ありがとうございました。

それでは、もう一つ、今後の予定について、御報告いただきます。

豊田政策評価広報課長 資料12をごらんいただきたいと思います。

まず、次回の評価委員会でございますけれども、3月17日金曜日に開催いただきたいと思いますというふうに考えておまして、今日、説明のありました駐留軍等労働者労務管理機構の次期中期計画等の御審議をお願いするということになります。

また、先ほど説明いたしました、人件費改革による中期目標、中期計画の変更に関わる御審議も併せてお願いするということになります。

次に、分科会の関係でございますが、本日の評価委員会終了後に国立公文書館分科会を行います。

また、2月17日でございますが、北方領土問題対策協会分科会、3月17日に本委員会を開催する前ということになりますけれども、国民生活センター分科会。まだ日時が決まっておられませんけれども、次回の評価委員会の前後に沖縄基盤整備機構の分科会をそれぞれ開催いただく予定になってございます。

また、夏の評価委員会及び分科会の日程調整につきましては、次回3月17日の評価委員

会の場で確認表をお配りして調整させていただきたいというふうに思っております。

なお、次回3月17日の本委員会終了後におきまして、本府地下食堂におきまして、懇親会を開催させていただく予定でございますので、後日、事務局より別途御案内の連絡を差上げますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上です。

大森委員長 それでは、本日の評価委員会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。今後とも、引き続きよろしくお願いいたします。